

議案第48号

三神地区環境事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、副組合長の選任の方法を変更するため、三神地区環境事務組合理約（平成11年佐賀県指令10市町村第5号許可）を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和5年12月5日提出

基山町長 松田 一也

提案理由

組織規約の変更を行う際には、関係地方公共団体の協議によりこれを定め県知事の許可を受けることとなっており、その協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要がある。

令和5年12月15日原案可決

別紙

三神地区環境事務組合同規約の一部を変更する規約（案）

三神地区環境事務組合同規約（平成11年佐賀県指令10市町村第5号許可）の一部を次のように変更する。

第9条第3項中「三養基郡町村会会長」を「佐賀東部町長会会長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による佐賀県知事の許可のあった日から施行し、変更後の三神地区環境事務組合同規約の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 2 令和5年4月1日から佐賀東部町長会会長が選任されるまでの間における副組合長は、この規約による変更後の第9条第3項の規定にかかわらず、同年3月31日に副組合長であった者をもって充てる。